

高市郡明日香村大字岡地内の境界確定処分に係る住民監査請求の結果について

1 請求事案の概要

(1) 請求書の提出日 令和6年4月22日

(2) 請求の趣旨

知事が高市郡明日香村大字岡地内で行った令和5年6月27日付け境界確定処分は、事実認定を誤っており、裁量権の逸脱ないし、濫用であり違法である。その結果、県有地が隣接地所有者により不法に占有されている。

よって、当該境界確定処分を取り消し、あらためて境界確定を行うとともに、県有地の占有者に対し引渡しを要求するよう請求する。

2 監査の結果

(1) 監査結果の通知日 令和6年6月19日

(2) 監査結果

本件住民監査請求に係る措置要求は、理由のないものとして棄却する。

(3) 棄却理由の概要

- ①本件において行われた境界確定協議（以下「本件境界確定協議」という。）は、隣接地所有者との合意により確定している。
- ②本件境界確定協議は公図に基づいて行われているが、公図と現在の権利関係が異なっていると主張していることについては、客観的な事実であると判断できない。
- ③本件境界確定協議は道路用地として昭和47年の買収後未登記となっていた県有地を登記するために行われ、買収面積と異なる面積で登記しているが、それをもって本件境界確定協議が明らかに違法・不当であるとは判断できない。